

ブルガリア共和国特許庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 B G. I
発明者の特定に関する申立て	附属書 B G. II
委 任 状	附属書 B G. III

略語のリスト

国内官庁： ブルガリア共和国特許庁
B G L： ブルガリア特許法

指定（又は選択）官庁 BG	ブルガリア共和国特許庁	概要 BG
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	ブルガリア語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料	通貨：ブルガリア・レフ（BGN） 特許について： 出願手数料 ² BGN 40 公開手数料 BGN 70 実用新案について： 出願手数料 ² BGN 40	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	特許及び実用新案について： 出願人が発明者、国家教育機構、学術調査機関、財政機関又は中小企業である場合には出願手数料が50%減額される	

[次頁に続く]

1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の日から3か月以内に完全翻訳文を提出するよう出願人に求める。

2 この手数料はPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払わなければならない。

B G	ブルガリア共和国特許庁（続き）	B G
国内官庁の特別の要件 （P C T規則51の2） ³	出願人が同一でない場合には優先権の譲渡証 ⁴ 国際出願日の後に出願人が変更された場合には国際出願の譲渡証 発明者に関する申立て ⁴ 出願人がブルガリアに居住していない場合には代理人の選任 国際出願の翻訳文3通	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続するために登録されている弁理士又は特許代理人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（P C T規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（P C T規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

3 P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

4 対応する申立てがP C T規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手續

BGL Art.	35(3)	BG. 01 翻訳文（補充） 国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。
BGL Art.	34(2) 35(3)	BG. 02 手續言語 手續言語はブルガリア語である。
BGL Art.	5(2)	BG. 03 手数料の支払方法 概要及び本編に記載されている支払方法は附属書BG. I に略述されている。国内段階移行時に出願人が実施許諾の用意がある旨の宣言をした場合、特許に関する手数料額は50%減額される。
		BG. 04 請求の範囲手数料 請求の範囲手数料は国内段階移行時に有効な請求の範囲（すなわち、補正書が提出されている場合、P C T 第19条若しくは第34条(2)の規定に基づき補正された請求の範囲、又は国内段階移行時にP C T 第28条若しくは第41条の規定に基づき出願人により提出された請求の範囲）の数を基礎にして計算される。出願人が正しい請求の範囲手数料を支払わない場合、国内官庁は、不足する金額を支払うよう出願人に求める。
BGL Art.	36	BG. 05 発明者に関する宣言書 出願人は発明者について記述しなければならない、発明者の氏名及び国籍を記載しなければならない。当該宣言書は出願人に代わって弁理士によって作成される。
BGL Art.	3(2)	BG. 06 委任状 代理人は委任状を提出して選任しなければならない。見本は附属書BG. II に示す。
BGL Art.	35(2) 46(1)	BG. 07 予備審査 国内官庁は、方式要件審査、予備審査及び認容性の審査を行う。出願人は国内段階移行時に請求を行い、出願手数料、方式要件審査手数料、予備審査及び認容性の審査手数料を支払わなければならない。国内官庁は出願日から3箇月以内に手数料を支払うよう通知する。出願人が通知で定める期間内に手数料支払の証明書類を提出しなければ、出願は取り下げられたものとみなされる。審査の結果、出願に方式上の欠陥が含まれる又はその他の理由によって特許できないことが判明した場合、国内官庁は補充又は補正を行うよう出願人に通知する。概要及び本章に示す手数料の支払方法は附属書BG. I に略述されている。
BGL Art.	46c	BG. 08 公 開 出願は出願日又は優先日から18箇月経過後にブルガリア語で公開される。
BGL Art.	69(4)	BG. 09 追加調査が必要な場合の審査手数料 優先権主張が取り消された場合又は国際出願が発明の単一性が欠如していたためその一部について国際調査がされなかった場合に、この手数料を支払う。
BGL Art.	53	BG. 10 付与及び公告手数料 付与手数料、国内官庁公報における特許付与の公告手数料、及び付与特許の公告手数料は、出願人が当該手数料の支払通知を受領した後3箇月以内に支払わなければならない。手数料の額は附属書BG. I に示されている。
BGL Art.	33 26(2) 53	BG. 11 年 金 特許付与後、国際出願日に続く各年に対し料金を支払わなければならない。特許の付与日に満了している又は開始する年の年金は、第53条の規定による当該手数料の支払通知の受領日から3箇月以内に、特許の付与及び公告手数料と共に支払わなければならない。この3箇

月間に現在の特許年度が終了する場合には、次の「特許年度」の手数料も支払う。その後の各年の年金は先行する「特許年度」が満了する月の末日までに支払わなければならない。出願人が上記期日までに支払わなかった場合には、支払日から6箇月以内に100%の遅延支払の割増料と共に支払うことができる。年金を支払わなかったために失効した特許は、特許更新手数料の支払後6箇月以内に更新することができる。「特許年度」は国際出願日から計算する。年金の額については附属書BG. I に示されている。

PCT Art.	28	BG. 12 出願の補正及びその時期
	41	
BGL Art.	42	
	46(1)	出願人はP C T第22条又は第39条(1)に規定する要件を満たしてから1箇月以内に、発明の要旨を変更することなく、明細書、請求の範囲又は図面を補正若しくは補充することができる。その後の補正は、国内官庁の命令がある場合には特許権の付与まで、出願の主題の範囲を拡張しないことを条件として行うことができる。

PCT Art.	25	BG. 13 P C T 第25条の規定に基づく検査
PCT Rule	51	
BGL Art.	71	
		関係手続は国内段階6. 018から6. 021項に概説されている。P C T第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、その決定を受領した日から3箇月以内に国内官庁に対し、当該決定に対する審判を理由を付して請求することができる。審判に対する国内官庁の決定は最終決定となる。

PCT Art.	24(2)	BG. 14 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容
	48(2)	
BGL Art.	49	
		国内段階6. 022から6. 027項を参照。

BG. 15 出願人が通常要求されるすべての注意を払ったにもかかわらず、国際段階における又は国内官庁に対する期間を遵守することができず、その不履行が出願人の権利に不利益となる場合には、回復を請求することができる。回復の請求は、手続をとることができなかった理由がなくなった日から3箇月以内であって、遵守されなかった期間の満了から1年以内にしなければならない。回復請求は根拠となる理由を記載し、依拠する事実を述べた書面を提出しなければならない。

BGL Art.	48	BG. 16 公式指令に対する応答期間の延長
		出願人は、公式指令に期間内に応答できない場合、いつでも特別の請求書（様式は定められていない）を提出し、附属書BG. I に示す手数料を支払うことによって、応答期間を3箇月延長できる。この延長は、2回までしか請求できません。

PCT Rule	49bis.1	BG. 17 実用新案
	(a),(b)	
	76.5	
BGL Art.	73 to 75	
	75b and d	国内官庁に登録することによって実用新案の法的保護が認められる。登録は、国内官庁公報に公告された日から第三者に対して効力を有する。実用新案登録の存続期間は出願日から4年である。3年ずつ連続して2回の延長が可能である。有効期間は全体で出願日から10年以下となる。出願人が国際出願を基礎として、特許に代えて若しくは特許に追加して実用新案登録の取得を希望する場合、又は第71条に規定する場合には、変更請求を行い、出願手数料及び方式要件審査手数料を支払わなければならない。国内官庁は出願日から1箇月以内に手数料を支払うよう通知する。出願人が正確な額の手数料を支払わなければ、審査部は不足額を支払うよう通知する。出願人が通知で定める期間内に手数料支払の証明書類を提出しなければ、出願は取り下げられたものとみなされる。概要及び本章に示す手数料の支払方法は附属書BG. I に略述されている。

特許出願人は、第73条(5)の規定に従うことを条件として、同一発明について、特許出願の出願日及び優先日を主張して実用新案登録出願を行うこともできる。

BGL Art. 47a

BG. 18 出願変更

特許付与前であれば，特許出願を実用新案登録出願に変更することができる。

手 数 料

(通貨：ブルガリア・レフ)

特 許

出願手数料 ¹	40
出願公開手数料	70
審査手数料： ¹	
－ 1つの発明	180
－ 1グループの発明	180
10個を超える各請求の範囲についての手数料	0
優先権主張手数料，各優先権について	20
付与手数料	70
特許公開手数料：	
－ 特許明細書，請求の範囲及び図面	
－ 10頁まで	80
－ 10頁を超える各頁について	10
付与特許公告手数料（独立請求の範囲を含む）：	50
審判手数料： ¹	
(a) 特許付与の全体又は一部の拒絶決定に対して	
－ 1つの発明	180
－ 2つの発明のグループ	280
(b) 出願手続中止の決定に対して	90
年 金：	
－ 第1年度から第3年度	40
－ 第4年度	40
－ 第5年度	140
－ 第6年度	180
－ 第7年度	220
－ 第8年度	270
－ 第9年度	380
－ 第10年度	500
－ 第11年度	600
－ 第12年度	700
－ 第13年度	800
－ 第14年度	900
－ 第15年度	1,000
－ 第16年度	1,100
－ 第17年度	1,200
－ 第18年度	1,300
－ 第19年度	1,500
－ 第20年度	1,700
更新手数料	450

1 出願人が発明者，国家教育機構，学術調査機関，財政機関又は中小企業である場合には，出願，審査及び審判手数料が50%減額される。

その他の手数料：

公報における特許明細書，請求の範囲，要約の公開：

－10頁まで	80
－10頁を超える各頁につき	10

実用新案

出願手数料 ²	40
優先権主張手数料，各優先権について	20
審査手数料 ²	180
登録手数料	80
付与手数料	45

審判手数料：²

(a) 特許付与の全体又は一部の拒絶決定に対して	140
(b) 出願手続中止の決定に対して	90

その他の手数料：

公報における登録実用新案の独立請求の範囲の公開	50
実用新案の登録存続期間の延長	50
－第5年度から第7年度	300
－第8年度から第10年度	400

手数料の支払方法

ブルガリア共和国特許庁に対する出願人の手数料支払は，ブルカリア・レフ建で Bulgarian National Bank－Central Office, IBAN BG90 BNBG 9661 3100170901, BIC BNBGBGSD に行う。

この口座宛に支払われた手数料は，Bulgarian National Bank が国内官庁の当該口座に入金した日に国内官庁が受領したものとみなされる。

2 脚注1を参照。

様 式（附属書B G. II－III）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 B G. II 発明者の特定に関する申立て

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_bg.pdf

附属書 B G. III 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_bg.pdf